

令和6年度桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は、市内の各地域において、家庭や学校に居場所がない子どもに対し、食事や遊び、学習を通じた居場所を提供するとともに、様々な資格取得を含めた学習のサポートやSNSを活用した悩みの相談などを行うことにより、包括的に支援することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託
- (2) 業務内容 桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間及び予算限度額（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託期間	予算限度額
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 880,000円
令和6年9月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 770,000円
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 660,000円
令和6年11月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 550,000円
令和6年12月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 440,000円
令和7年1月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 330,000円
令和7年2月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 220,000円
令和7年3月1日から令和7年3月31日まで	1事業者あたり 110,000円

3 選定の方法

本事業の実施にあつては、食事の提供など様々な活動を通じた居場所の提供、多様な資格取得を含めた学習のサポート、SNSを活用した悩みの相談など事業内容が広範多岐にわたり、また、これらの内容を円滑に実施するには、児童福祉事業における活動実績及びその技術力を十分に有していることが求められる。

このため、事業者の選定にあつては、価格のみによる競争によらず、高い企画力、専門性及び活動実績等を有する事業者を選定することが最善と考えることから、公募型プロポーザル方式により選定する。

受注を希望する事業者は、プロポーザル参加意向申出書（様式1）を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、選定参加資格審査を経て、本事業についての提案を行うものとする。

選定参加資格申請書類及び企画提案書の内容等について審査を行い、事前に定めた合格基準点を満たし、優れていると認められた者を、契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）とする。

4 参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。）
- (5) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

5 スケジュール（予定）

選定実施通知（公募開始）HP	令和6年6月17日（月）
提案（予定）事業者から市への質問提出期限	令和6年6月21日（金） 12時
質問回答	令和6年6月25日（火） 17時
選定参加資格確認申請期限	令和6年6月28日（金） 17時
参加資格審査結果通知	令和6年7月2日（火） 17時
企画提案書一式提出期限	令和6年7月5日（金） 17時
市から提案事業者への質問提出期限	令和6年7月10日（水） 17時
質問回答期限	令和6年7月16日（火） 12時
事業者決定	令和6年7月下旬

6 選定参加資格申請

(1) 提出方法

直接持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

(2) 提出書類

- | | |
|--------------------------|----|
| ア プロポーザル参加意向申出書（様式1） | 1部 |
| イ 参加資格要件確認誓約書（様式2） | 1部 |
| ウ 団体概要書（任意様式） | 1部 |
| エ 完納証明書（市税・事業者または代表者のもの） | 1部 |

(3) 提出期限

令和6年6月28日（金）17時までとする。ただし、休日を除く。

(4) 提出先

桑名市 子ども未来部 子ども総合センター 家庭支援係
（桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所本庁舎2階（電話：0594-24-1298））

7 参加資格審査結果

審査結果については、申請書提出締切り後にすべての応募事業者に電話連絡をし、参加資格審査結果通知書を別途送付する。

参加資格が無いと通知された事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内（ただし、休日を除く。）に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は当該書面を受領してから10日以内に説明を求めた応募事業者に対して書面により回答を行う。

8 質疑及び回答

(1) 提出方法

本事業に関する質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問票（様式任意）に記載し、電子メール又はFAXにて提出のうえ、必ず、電話にて着信確認をすること。なお、持参、郵送、電話等による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年6月21日（金）12時までとする。ただし、休日を除く。

(3) 回答期日

令和6年6月25日（火）17時までに回答を行う。

(4) 提出先

桑名市 子ども未来部 子ども総合センター 家庭支援係

（桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所本庁舎2階（電話：0594-24-1298））

9 企画提案書等の留意事項及び提出方法

(1) 提出書類

複数の地域での受注を希望する場合は、地域ごとに提出すること。

ア 企画提案書（様式3）

① 企画提案は1案とする。

② 図面等の補足資料を添付する場合には、企画提案書に続けて綴り込んで差し支えない。必要に応じてA4版横、A3版等の使用も可とする。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。

③ 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 企画提案書の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮にも心掛けること。

⑤ 副本6部については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印や画像等も含む。）にマスキング（塗りつぶし）を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

イ 業務委託料見積書及び内訳書（様式任意・要代表者印）

① 費目等の詳細を記載したうえで本業務委託料の見積書及び内訳書を作成すること。

② 委託期間及び予算限度額は、「2 業務の概要(3)」を参照し、委託期間及び見積金額を記載すること。

③ 他の補助事業等で補助を受けている経費については、積算しないこと。

④ 合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和6年7月5日（金）17時までとする。ただし、休日を除く。

(3) 提出先

桑名市 子ども未来部 子ども総合センター 家庭支援係

（桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所本庁舎2階（電話：0594-24-1298））

(4) 提出部数

ア 企画提案書 正本1部、副本6部（本項(1)ア⑤の注意書きを参照すること）

イ 業務委託料見積書及び内訳書 1部（要代表者印）

10 審査

(1) 選定委員会

選定審査は、桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施する。

(2) 審査基準及び方法

ア 選定委員会が選定基準に基づき、提出された書類により審査を行い、契約候補者を選定する。

なお、合格基準点に満たない場合は、契約候補者の対象とはしない。

イ 委員会の審査において不適切であると評価された項目が1つでもあった事業者は、他の評価内容に関わらず契約候補者の対象とはしない。

ウ 総得点が同一の企画提案者が複数の場合は、「桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託事業者選定基準2(2)(3)」の合計得点で判定し、契約候補者を選定する。

エ 契約候補者は、カに設定する地域を拠点として実施する事業者につき、1事業者を限度とする。同一地域に2事業者以上から企画提案書の提出があった場合は、当該地域において上位の1者のみを契約候補者とする。

オ 市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。

カ 設定する地域は次のとおりとする。

- ① 西部地域 桑部、在良、七和、久米
- ② 南部地域 日進、益世、城南
- ③ 長島地域 長島

(3) 審査結果

審査結果は令和6年7月下旬に書面にて通知する。なお、審査内容並びに審査結果に対する質問及び異議申し立てはできないものとする。

11 契約

(1) 留意事項

企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。

(2) 業務の再確認

評価結果に基づき、契約候補者と業務の流れの再確認を行い、業務内容を明確にする。このとき、企画提案書に虚偽の記載が判明した場合、契約の締結は行わない。その場合、次点の者と業務の再確認を行う。

(3) 契約の締結

業務確認後、契約の締結を行う。なお、契約は契約候補者の提出した見積りを超える金額では締結しない。

また、契約候補者が契約を辞退した場合、次点の者と業務の再確認を実施し、契約を締結する。

(4) 契約の方法

委託契約とする。

1 2 欠格事項

以下に該当する場合は欠格とする。この場合、当該事業者の評価は行わず、契約候補者としない。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 企画提案書記載要領に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 見積書の金額、所在地、氏名、重要な文字の誤脱又は判読し難い見積り記載内容の訂正をしたもの。
- (7) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 応募に際して談合等の不正行為を行ったもの。
- (9) 本市があらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (10) 見積書の金額が「2 業務の概要(3)の予算上限額」を超えたもの。

1 3 その他

- (1) 企画提案書一式の作成、提出に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書一式に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。なお、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 事業者は、設定する地域ごとに提案することができる。ただし、設定する地域ごとに1提案しか行うことができない。
- (4) 原則、提出された企画提案書は選定以外の目的には使用しないが、情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例（平成29年3月27日条例第1号）に基づき、公開することがある。
- (5) プロポーザル参加意向申出書（様式1）を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を書面で提出するものとする。なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

14 問い合わせ先

本事業に係るすべての問い合わせ先及び書類提出先（事務局）

桑名市 子ども未来部 子ども総合センター 家庭支援係

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

電 話：0594-24-1298

F A X：0594-24-5497

電子メール：hokensm@city.kuwana.lg.jp